

新しい生活様式 綾瀬小学校（令和3年1月8日改訂）版

下線は、前回の「10月1日改訂版」から変更・追加したところ。

令和3年1月7日（木）に発令された「緊急事態宣言」及び1月8日付け文部科学省初等中等教育局長からの通知、並びに1月5日付け足立区教育長からの通知「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」を踏まえ、学校は、以下の通り感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続してまいります。

1 各家庭への協力依頼

子どもは重症化の危険性が低いものの、感染した場合には、発熱、咳、だるい等の倦怠感を訴えることが多いと言われています。

また、国内の感染状況から子どもの感染経路として「家庭内感染」が多いことから、ウイルスを学校に持ち込まないことが重要であると考えています。

引き続き新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いするとともに、本校に在籍するお子さんの健康観察等を以下のとおり、お願いします。

(1) お子さんの健康管理等

ア 3密回避や正しい手洗い、うがい、咳エチケット（マスク着用）の徹底をお願いします。

イ 免疫力を高めるために、十分な睡眠を心がけ、早寝早起き及びバランスの取れた食事をお願いします。

ウ 毎朝の検温と健康観察を行い、スケジュール帳への記入をお願いします。

(2) 感染防止グッズの持参等

ア マスクの着用、清潔なハンカチ・ティッシュ・水筒（学校では、手洗い場での水飲みを原則させません。）の持参をお願いします。

イ マスクの予備もビニール袋等に入れて持参させるようお願いします。

(3) お子さんやご家族等の感染及び体調不良時等の対応

ア 家庭における感染防止のため、次の①～⑩のことについてをお願いします。

① 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

② 毎朝の検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合、児童には無理をさせず休養をとらせてください。）

③ 十分な換気

④ 手が触れる場所などの消毒

⑤ タオルなどを共用しない。

⑥ 20時以降の不要不急の外出は避ける。

⑦ 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、放課後及び休日等もステイホームする。

⑧ 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。

⑨ 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。

⑩ 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

※ 上記①～⑩に関しては、本校所属の教職員についても遵守することとします。

イ 次の①～⑥の場合は、速やかに学校にご連絡いただき、記載の対応をお願いします。

なお、学校への連絡は、連絡帳ではなく電話での連絡（7：30～8：30）をお願いします。

欠席ではなく、出席停止（出席を要しない日）として扱いとする方向で検討します。

① お子さんに、体がだるい、体調不良、発熱等風邪の症状がみられる場合

前日に発熱していた場合も含め、登校を控えさせてください。

② お子さんが濃厚接触者に特定された場合

感染者と最後に接触した日から2週間は登校できません。

③ **お子さんがPCR検査を受ける場合**

結果が出るまで登校はできません。

④ **お子さんのPCR検査の結果が判明した場合**

陰性の場合は原則登校できますが、陽性だった場合は臨時休業措置などの体制をとります。

⑤ **お子さんが海外から帰国・入国した場合**

国や地域を問わず2週間は自宅待機となるため、その間は登校できません。

⑥ **ご家族が風邪症状、濃厚接触者、PCR検査を受ける、海外から帰国・入国した場合**

登校は制限されませんが、登校が不安な場合は学校に相談ください。

ウ 学校の取組をご理解の上、「感染が不安で休ませたい」とお子さんの出席を控える場合には、出席停止扱いとする場合や、計画的な学習とその学習結果により出席扱いとする場合が考えられますので、担任までご連絡ください。

エ 学校への連絡や相談をする際の窓口

① 学校が対応できる平日の対応可能な時間（月～金：7：30～18：30）

【綾瀬小学校 電話03（3605）7328】

担任、学年担当者、または養護教諭までご連絡ください。

② 上記①以外

お子さんがPCR検査を受け陽性だった場合は、足立区役所の代表電話にご連絡ください。

用件として、新型コロナウイルスのPCR検査結果の報告であること、学校名、学年、児童名、連絡先を伝えるようお願いします。

【足立区役所 代表電話 03（3880）5111】

区から連絡を受けた学校関係者から、改めて区にお伝えいただいた連絡先に連絡します。

ただし、事前に学校に対して受検の連絡を済ませ、学校再開後速やかに連絡を入れる等の打合せがされている場合は、上記①に準じます。

オ 平熱と比較して高い熱が確認できた場合は、保護者に連絡の上、早い段階での早退をお願いします。きょうだいがいる場合はきょうだいの早退をお願いする場合があります。

(4) 当日の発熱等状況の公表

学校は、当日の発熱等による欠席者・早退者数の学年別の状況を、毎日15時までを目途に、学校公式ホームページで公開します。（この措置は、発熱者から仮にPCR検査で陽性者が出る場合、発熱から検査結果が出るまでに一定期間を要することから、基礎疾患のあるお子さんやご家庭に高齢者がいらっしゃる場合等に、ご家庭の判断で出席を控えることができるように情報提供をするものです。情報へのアクセスには、6月22日（月）及び1月19日（月）に学校連絡メールでお知らせしたパスワードが必要です。）

(5) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の解消

感染者、濃厚接触者及び発熱者とその家族、医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながる行為は断じて許されるものではありません。ご家庭においてもお子さんへの指導の徹底をお願いしますとともに、自身のSNS上で誹謗・中傷したりすることがないように、くれぐれもご配慮願います。

2 学校における子どもの体調管理

ご家庭との連携を以下の通り密に図って、児童の体調管理に努めてまいります。

(1) 登校時の健康確認と対応

ア 登校時に学級担任（担当者）は、スケジュール帳で体温を確認し、呼名等で健康観察を行います。なお、登校前の検温を忘れた児童には、正門で声をかけ、非接触型体温計等で検温をします。

イ 平熱と比較して高い熱がある場合は、時間を置いて再検温し、体調を考慮して対応します。

- ウ 発熱がある場合には、保健室で十分な距離を確保し、速やかに保護者へ連絡の上、早退させます。
- エ 体調不良を訴えた場合や咳が続くような場合は、様子を見て保護者へ連絡し、早退させます。
- オ 感染の疑いなどが他の児童に分からないように、児童に付き添わせないで担当の教員がそっと連れてくるようにします。

(2) 感染予防グッズ忘れ等への対応

- ア マスクを忘れた児童にはマスクを提供します。
- イ ハンカチを忘れていた児童には貸し出しをします。ハンカチは洗ったの返却をお願いします。
- ウ 水筒を忘れた場合は、保健室でコップを貸し出します。
- エ 水筒の水がなくなった場合は、手洗い場で水を補給するよう促します。

(3) その他

- ア 感染予防のため、手で目や鼻、口を触らないことを指導します。
- イ 鼻水が出ている時は、ティッシュペーパーで拭き取ることを指導します。
- ウ 登下校時の水筒の飲水については、転倒や交通事故等の危険が伴うため、周囲の安全を確認した上で、必ず止まった状態で飲むよう指導します。

3 学校における飛沫等感染を防ぐための具体的な対策

マスク・フェイスシールドの着用、手洗いや消毒等について、以下の通り共通理解を図り、指導を徹底してまいります。

(1) マスクの着用

- ア 登下校中も含め、学校においては、マスクを着用することを原則とします。
- イ マスクを外す場合は、話をしないことを徹底して指導します。
- ウ 昼食時に外したマスクは、給食袋に入れて保管させ、外遊びの場合は当面マスクを着用することとし、外す必要が生じた場合には自身のポケットに保管するように指導します。
- エ 運動中のマスク着用については、熱中症予防と呼吸の確保を最優先し、マスクを外す場合には、話をしないこと、友だちとの距離を前後左右1 m以上（目安として、ヘリコプター（両手を伸ばして360度回った状態で他の人と手が当たらない状態）を示して）確保するよう指導します。

(2) フェイスシールドの着用

教室内では必要に応じてフェイスシールド等の着用を促します。フェイスシールドは学校で用意した手作りのものを6月から使用していますが、劣化が進んだことから、令和3年1月に私費購入（初回のみ学校で一括購入）していただくこととします。

- ア 相手との距離が1 m未満の状態が一定時間継続する場合は、フェイスシールドをつけることを原則とします。
- イ 教員は、個別指導や机間指導を一定時間以上する場合に、フェイスシールドを着用するようにします。
- ウ 児童は、ペアワークやグループワークを行う場合及び休み時間にカードゲーム等で対面遊びをする場合には、必ずフェイスシールドを着用します。
- エ 特別教室に移動する際には、フェイスシールドを持参します。

(3) 手洗いの徹底

- ア 登校後、中休み・昼休み後、給食前、トイレ後、他教室からの移動後等随時手洗いを促します。
- イ 机・椅子、教材・教具などの共有物を使用した後の手洗いを徹底します。
- ウ 手洗い場は、間隔をあけて使用させ、水と石けんでいねいに洗うことを指導します。
- エ 手指導洗い場での水飲み・うがいは、やむを得ない場合を除き、感染予防のためしないよう指導します。
- オ 中休み・昼休みの残り5分間を「手洗いタイム」とし、放送を流して手洗いを励行します。

(4) 清掃・消毒

ア 児童による清掃活動について

- ・ マスクを着用し、清掃箇所のドアや窓を開け、換気した状態で行います。
- ・ 掃除用具を触った手で目・鼻・口等を触らないことを指導し、清掃終了後に石けん等を使用して手洗いを行うよう指導します。
- ・ 床は、児童による通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒は行わないこととします。
- ・ 机、椅子についても、消毒を行わず、水ぶきや家庭用洗剤を用いた拭き掃除を行います。

イ 多くの児童が手を触れる箇所の環境衛生を良好に保つよう、手すり・ドアノブ・トイレ床等の消毒を15分休み前後に用務主事が行います。(必要に応じて、放課後に机上の消毒も行います。)

ウ トイレ出口には、雑巾を2種類（薄めた次亜塩素酸ナトリウムに浸した雑巾と乾いた雑巾）置いて、トイレ使用後、上履きの底を拭くよう指導します。

(5) 学習活動時の対策

ア 各教科における活動

[理科]

- ・ 観察・実験に際し、児童が顔を寄せ合ったりする場合には、フェイスシールドを付けて行います。
- ・ 実験は、1セットの実験器具を扱う児童の人数をできる限り少人数にして実施します。
- ・ 観察・実験は、理科室等の換気扇を常時使用するとともに、可能な限り窓を開けるなどの換気を行い実施します。

[音楽]

緊急事態宣言解除までは、歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は行わないこととします。

- ・ 音楽室の窓を開けたり、換気扇を活用したりして、十分な換気を行います。
- ・ 児童の間隔を左右1m以上あけた隊形等で行います。
- ・ 活動の時間は、マスクの着用を基本とします。

[体育・保健体育]

- ・ 児童の体力の低下や健康状況を考慮して可能な限り実施していきます。
- ・ 体育館での活動は、体育館の窓を開けるなどして、十分な換気をした中で行います。
- ・ 体育の授業における児童のマスクの着用は、可能な限り行うものとし、呼気が激しくなる運動を行う場合は外し、自身のポケットに保管することとします。
- ・ 緊急事態宣言解除までは、なるべく個人で行う活動とし、身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、頭や顔を付ける跳び箱運動等）は行わないこととします。
- ・ 指導するにあたっては、児童の間隔（前後左右1m以上）を十分確保するようにします。
- ・ 教員は原則としてマスクを着用します。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、指導のために自らが運動を行う場合などは、児童との距離を十分に確保した上で、マスクを外すことは問題ないこととします。
- ・ 更衣室は定期的に換気するとともに、短時間で利用することとし、密集した状態にならないようにします。

[家庭]

当面、調理したものを喫食する活動は行わないこととします。

- ・ 調理実習は、衛生管理を徹底するとともに、密接を防ぐため、1台の調理器具に2名までとするなどして実施します。
- ・ 実習で使用する調理器具等は、児童間での使い回しを極力避け、共有する場合には手が触れる部分をその都度洗浄します。
- ・ 上記のような感染症対策を十分に講じることが難しいと判断した場合は、調理を家庭で実施し、そのレポートや感想を求めるなどの工夫をしていきます。

イ 共有物の使用等

器具や用具、図書の本など、共用物を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導し、使用前後の石鹸での手洗いを行わせます。

ウ 物の貸し借りを禁止します。

(6) 休み時間の対策

ア 校庭や体育館は割り当てを決めて学年ごとに使用します。

イ 教員の目が必ずしも届かないことから、お互いの体が接触する遊びを行わないようにすること、会話をする際にも、一定の距離（1m以上）を保つことなどを十分に指導します。

ウ 遊具の使用を認め、使用後の手洗いを徹底して指導します。なお、ボールの使用は当面中止とし、身体接触を伴う鬼ごっこなどの遊びも中止とします。

エ トランプ等のカードゲームを使った遊びを許可し、フェイスシールドの使用と遊び後の手洗いを徹底します。

オ 中休み・昼休みの残り5分間を「手洗いタイム」とし、校内放送を流して石鹸での手洗いを励行します。

(7) 給食指導時の対策

ア 教員・児童全員の下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無を確認します。

イ スケジュールタイムも活用しながら、学級毎に時間差を付けて、石鹸での手洗いを確実に行います。

ウ 給食当番となった児童は、配膳時に白衣・帽子・マスクを着用します。白衣は、その都度袋に入れて保管し、当番は一週間同じものを着用します。

エ 上記(7)のア～ウを教員や給食当番が毎日点検し、配膳等に従事することが適切でない認められる場合は、給食当番を交代するなどの対応をとります。

オ はしやスプーンなどの食具については、カゴ等から各自で取らず、給食当番の中からはし等を配付する担当者を決めて行うようにします。その他の配膳作業においても、給食当番は決められた配膳作業だけを行います。

カ 配膳を受ける児童は、配膳の直前にアルコールで手指消毒を行います。

キ おかわりはしないようにし、「いただきます」のあいさつ前に食べられる食缶内の食材を残さないように調整します。

ク マスクは、「いただきます」のあいさつ後、給食袋に入れて保管し、喫食後速やかに着けるよう指導します。

ケ 喫食時には、児童は全員前を向き、教員は児童と離れて喫食します。なお、マスクを外している喫食中の会話は厳に慎むよう繰り返し指導します。

コ 片付けは、各自で食器を片付けるようにし、給食当番が残食を触らないように配慮します。

(8) その他

ア 教室では大きな声を出さないように指導します。（「声のものさし1・2・3」で話すようにします。）教員も大きな声で指示を出したり、叱ったりしません。

イ 配布物は、子どもから子どもへの手渡し、係児童による配布を可としますが、手を洗う前に目、鼻、口を触らないことを徹底するようにします。

4 学校において「3密」を避けるための具体的な対策

(1) 「密閉」を避けるための具体的な対策（換気）

ア 教室の廊下の扉は前後とも常時開け、窓も可能な限り全開に近い形で常時開けておきます。（教室の窓は、転落防止のため可動範囲が限定されています。）

イ エアコンを使用している場合でも、窓の一部は必ず開けて換気は怠らないようにします。

ウ 休み時間は、授業終了後速やかに廊下の扉・窓ともに全開にします。

エ 教室に1つ設置している換気扇は常時稼働させておきます。

オ 授業終了後は、速やかに児童を帰宅させます。

(2) 「密集」を避けるための具体的な対策

- ア トイレを利用する際は、間隔を保って待機させ、授業中も随時許可していきます。
- イ 教室内での座席の距離（机の中心間距離 縦1.1m×横1.0m）を確保します。
- ウ 当面の間、活動は学級単位で行うこととし、学年単位での指導は体育館及び校庭で1m以上の間隔を空けて行うこととします。
- エ 当面の間、行事や集会を精選し、学年を越えた児童をまとめて指導したり集めたりしないこととします。また、放送に代えられるものについては、全校放送で行うこととします。また、行事の変更については、決定後速やかに保護者に連絡します。

(3) 「密接」を避けるための対策

- ア 友だち・教員との距離は1メートルを確保するようにします。（ソーシャルディスタンスを保つことを徹底して指導します。）
- イ 校門、下駄箱、教室の出入りなど、集まりやすいところは一方通行とし、流れるようにします。
- ウ 廊下の右側を歩行するよう指導します。
- エ 原則として、教室前の扉を入口、後ろの扉を出口とし、教室内でもすれ違いを避けて移動するよう指導を徹底します。
- オ 提出物等を集める場合など、列をつくることを避け、呼名後一人ずつの提出、もしくは時間をおいて提出させるようにします。また、必要に応じて、フェイスシールドを着用させます。

(4) 学校行事の実施等

ア 儀式的行事

- ・ 前期終業式、後期始業式については、放送で実施します。
- ・ 修了式、卒業式については、区の方針を受けて、後日実施の有無及び形式等を検討します。

イ 文化的行事

- ・ 音楽会、感謝集会、あやせまつりなど、全校児童及び保護者、来賓等が一堂に集まり開催する行事については実施しません。
- ・ 作品展については、開催日時、参加者の制限、移動順路の設定、内容の変更等により感染症拡大防止策（検温、マスク着用、手指消毒、換気、3密の回避等）を講じた上で、実施します。

ウ 健康安全・体育的行事

- ・ 運動会など、全校児童及び保護者、来賓等が一堂に集まり開催する行事については実施しません。
- ・ ただし、学年単位として参加者を制限し、内容の変更と感染症拡大防止策（検温、マスク着用、3密回避等）を講じた上で、「運動公開」として実施します。

エ 遠足・旅行・集団宿泊的行事

- ・ 令和2年度の自然教室は中止し、感染症対策を講じた上で、日帰りの校外学習に変更して実施します。
- ・ その他、遠足、社会科見学、校外学習等の行事については、5・6年生の自然教室の代替となる校外学習及び6年生の校外学習を除き、中止とします。

オ 学校公開

- ・ 令和2年度中は、学校公開を実施しません。なお、緊急事態宣言が解除されるまでは、児童及び教職員、来校いただかないと教育活動に支障が生じることが予想される方を除き、来校者を必要最小限とします。

カ P T Aと連携した行事

- ・ 例年実施している学年毎の行事は全て中止とします。
- ・ ただし、6年生に関しては、P T Aに対し、教育課程外の行事として、趣旨及び感染拡大防止策を明示した上で賛同する保護者の子を対象とした行事の企画と運営を、依頼していき

ます。

(5) 部活動について

緊急事態宣言が解除されるまで、全ての部活動は中止とします。再開後は、3密や児童生徒の体調管理に配慮するとともに、次の点に留意した上で実施していきます。

- ア 活動時間は、長くとも平日は45分以内、週休日は3時間程度とします。
- イ 休養日は、週当たり2日以上（少なくとも平日1日、週休日1日）とします。
- ウ 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫します。
- エ 児童の健康・安全の確保のため、教員等が、地域の感染状況や児童の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫します。
- オ 部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、児童に自らの体調管理を確実に実施させます。また、日常的な健康観察やスケジュール帳の活用、学年を担当する教員との情報交換等により、児童の健康状態の把握に努めていきます。
- カ 大会参加などの校外での活動については、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について慎重に判断するとともに、参加をする場合は、感染症対策（検温、マスク着用、手洗い、換気、3密の回避等）を十分に行った上で、足立区小学校体育部等が作成する実施要項等上の参加規程に基づいて、参加することとします。
- キ 用具等の使用については、児童間での不必要な使い回しは避けるとともに、使用中は手で目・鼻・口等を触らないよう指導し、使用前後の石鹸での手洗いを行わせます。

5 児童生徒等の心身の状況の把握と心のケア等について

児童生徒の心身の状況把握に努め、気になる様子について教職員間で情報を共有し、必要に応じて個別対策支援会議で次の対策を検討していきます。

- (1) 心のケアや支援が必要な場合のスクールカウンセラー等による面談
- (2) 生活や福祉等の支援が必要とされる児童へのスクールソーシャルワーカー等による支援

6 感染者・濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者・濃厚接触者等に対する偏見や差別、また、新型コロナウイルスに関連したいじめについては、絶対に許されることではないことを、令和2年5月29日配信の校長からの話「新しい生活になれていこう」で触れ、その後、9月末まで昇降口に設置したモニターで繰り返し放映してきました。

また、6月22日に生活指導主任から、1月6日に校長から一斉に注意を喚起しましたが、折に触れ、各教室においても学年の発達段階に応じて指導し、偏見、差別、いじめの発生を防いでいきます。

7 「新しい生活様式 綾瀬小学校（令和3年1月8日改訂）版」の取り扱いについて

この「新しい生活様式 綾瀬小学校（令和3年1月8日改訂）版」については、今後の新型コロナウイルス感染症対策の状況及び本校の子どもたちの状況等を踏まえ、随時変更を加えていくこととし、その都度、学校公式ホームページで公表し、その旨を保護者の皆様に報告してまいります。

以上